

辰巳ダム裁判原告及び支える会各位

原告団長 碓山洋

——「辰巳ダム裁判控訴審第一回口頭弁論」のご案内——

長期にわたる裁判に御協力いただき感謝申し上げます。

いよいよ、辰巳ダム裁判控訴審が始まります。みなさまにはご多忙とは思いますが、いままで同様に是非とも名古屋高等裁判所金沢支部（金沢地方裁判所と同じ建物）へお出かけくださるようお願い致します。

場所：名古屋高等裁判所金沢支部（兼六園下バス停そば）

日時：平成26年10月15日（水）14時～

控訴審の始まりに際して、碓山が意見陳述を行います。

第二回口頭弁論が12月24日、その後、第三回口頭弁論において、被告側からの反論がなされる予定になっています。

〔控訴審の結果と予定〕

平成26年5月26日 判決言い渡し

平成26年6月6日 控訴状の提出

平成26年10月15日（予定） 控訴審第1回口頭弁論（意見陳述と控訴理由書①の提出）

平成26年12月24日（予定） 控訴審第2回口頭弁論（控訴理由書②の提出）

平成27年2月頃か（未定） 控訴審第3回口頭弁論（被告の反論）

〔控訴審の始まりに際しての感想〕

第1審判決前に、熊本県路木ダム裁判の原告住民勝訴判決があり、辰巳ダム裁判においても幾分望みを持ちましたが、残念ながら期待はずれに終わってしまいました。原告の主張はことごとく否定され、被告の主張に沿った判決となりました。行政訴訟の難しさをつくづく感じさせられた次第です。

もともと、両ダム裁判はまったく違う裁判です。路木ダムは、地方自治法にもとづく公金支出の差し止め訴訟で、治水の必要性が無いにもかかわらず、ダム建設工事の実施を決めた「河川整備計画」は河川法に違反するから、ダム建設に係る公金支出は違法であるということが、原告住民の主張です。一方、辰巳ダムは、土地収用法にもとづく国の事業認定処分の取消を求める訴訟で、ダム建設の目的である治水／利水に得られる利益が無く、逆に自然環境／文化財等で失われる利益が大きいため事業計画の合理性も公益性も無く土地収用法の規定に違反するということが、原告住民の主張です。

端的に言えば、路木ダム裁判では、治水行政の裁量の問題ではなく、河川法に違反して違法だということ。一方、辰巳ダム裁判では、治水行政にかかわる裁量権の逸脱濫用があって違法だと主張です。

路木ダム裁判の判決では、河川法第十六条の二に規定する「河川整備計画」は河川法施行令第十条に定めるところによって作成しなければならない、その政令には「過去の主要な洪水による災害の発生の状況を考慮すること」とあり、路木ダムでは、過去の洪水被害状況を考慮せずに「河川整備計画」を作成したということで違法とされました。

これに対して、辰巳ダム裁判の判決では、土地収用法第二十条3号要件（事業計画が合理的か）、4号要件（収用が公益上必要か）に該当して事業認定したかどうかについて裁判所の判断がなされたのですが、国の判断について「社会通念上著しく不合理な点や裁量の逸脱・濫用というべき点は認められない」とあり、本件事業認定は適法な処分であるとされました。

土地収用法による規定の方が、憲法で規定されている財産権にかかわることであり、裁判所が厳格に判断してくれるという期待もあったのですが、よりハードルが高かったようです。「裁判所の判断」の項で「当該事業計画が適正かつ合理的かの判断は、事柄の性質上極めて政策的、専門技術的なものであって、洪水調節、利水等の社会公共の利益を増進する見地からの判断が要求されるから、法20条3号所定の『事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること』の判断においては、事業認定者（本件では、処分行政庁）の裁量を尊重して判断すべきもの」（判決文100頁）とあり、裁判所では判断できないと最初からサジをなげているのではないかとも思える記述もあります。

また、法20条4号所定の「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」の判断においては、3号に該当するから公益的な必要性があり、土地の一部の取得ができず、任意買収の見込みもなかったため土地を収用する公益上の必要があった（判決文186頁）と簡単に判示しています。仮に3号要件で事業計画に合理性があったと認めても、現実には、基本高水ピーク流量で示すと、辰巳ダム計画時点では1750m³/秒ですが、それ以前の内川ダム計画時点では1600m³/秒を実現しているものであり、しかも過去の既往最大洪水は900m³/秒程度であり、一刻も早く判断しなければならぬという緊急な状況ではなく、任意買収の見込みがたたないからといって収用する公益上の必要があったと結論しているのは判断を放棄しているようにも見えます。

辰巳ダム裁判では、「基本高水の計算過程」と「計算結果の検証」という視点から、基本高水の過大な点をさまざまに指摘したのですが、裁判所の判断は、すべての点において被告の判断に「不合理とは言えない」あるいは原告の判断に「理由がない」でした。

「基本高水の計算過程」で①対象降雨量の算定、②異常な降雨波形の棄却基準値 ③飽和雨量 の3つの大きく見積もった要因について、それぞれの要因毎に裁判所の判断を示しましたが、3つの要因が重なり、過大な基本高水ピーク流量となったと指摘した点については、判断を示しませんでした。

「計算結果の検証」について、被告は基準で求められている検証を①石川県による流出計算結果との比較（実績降雨から飽和雨量0mmで流出計算）、②比流量との2通りでしかしていません。

①については、昭和17年からの降雨量75ケースについての極限流出量を計算してその最大が1211m³/秒であり、基本高水ピーク流量1750m³/秒と比較しています。石川県による有識者の判断は、「幸いにも大きな降雨はなかった」であり、裁判所の判断は、「直ちに本件基本高水ピーク流量の値が過大であるとはいえない」であるということでした。この著しい差を評価する科学的な根拠を示すことが難しいので社会通念上著しく不相当（常識的におかしい）としても、行政の判断が優先されるので、これではどんな検討をしても過大との判断を導くのは無理でしょう。

②についても、他水系とのバランスを比較するもので基本高水ピーク流量そのものの妥当性を評価するものではないという原告の主張に対して、バランスを確認する点において検証の意味があると判示さ

れています。「検証」は基本高水ピーク流量そのものの妥当性を判断するためのものですが、他河川との比較も検証であると誤魔化されてしまいました。国が作成した「基準」でもあいまいな記載があり、このような事態を想定して紛らわしい記述を挿入したとしか言えないものです。

路木ダム裁判から明らかになった、辰巳ダム計画の問題点は、過去の洪水記録に基づく検証がなされていないことですが、これに対する裁判所の判断は、過去の記録は信頼性がない、過去の洪水記録よりも基本高水ピーク流量が著しく大きな値となっているとしても「不合理であるとまでは認められない」ということでした。過去最大規模の洪水量と比較してあまりにも差が大きい、社会通念上著しく不相当ですが、この差を評価する科学的な根拠を示すことは難しいこともあり、差が大きすぎるという指摘に対して、裁判所は差のことは答えず、「(基本高水ピーク流量が)過去の最大洪水よりも大きな値となることはしばしばありうる」という有識者の常識的な意見で誤魔化されたようにも思います。

辰巳ダムでは、過去の最大洪水量を考慮しないで基本高水ピーク流量が定めていますが、過去の洪水量との差が著しいと指摘しても問題ないとする行政の判断を覆すには、違法であると指摘する以外にありません。控訴審では、この点を追加主張することを検討しています。つまり、「過去の洪水量」を考慮せずに「基本高水」を定めることは違法だということです。

判決言い渡し以来、控訴理由について苦労しているところですが、知恵を絞っているところです。

【別紙】 控訴状（平成 26 年 6 月 6 日、名古屋高等裁判所金沢支部あて）

控訴の理由：控訴人が本訴の請求原因として主張する事実は、原判決の事実摘示のとおりであるが、原判決には事実認定に誤りがあるので控訴を提起する。

【メモ】 辰巳ダムの維持管理費用

辰巳ダムは、平成 24 年 6 月に供用を開始しました。したがって、平成 24 年度は維持管理の初年度です。石川県の支出記録（平成 24 年度も建設費の残があり、これを含まず）によると、平成 24 年度 74 百万円、平成 25 年度 54 百万円（いずれも職員給料手当は含まれていない。犀川ダム管理事務所が管理をしているため、通常は無人。）である。



控 訴 状

平成26年6月6日

名古屋高等裁判所金沢支部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 鳥 毛 美 範

同 弁護士 塩 梅 修

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

土地収用法に基づく事業認定処分取消請求事件

貼用印紙額 金 1500円

上記当事者間の金沢地方裁判所平成20年（行ウ）第2号 土地収用法に基づく事業認定処分取消請求事件について、平成26年5月26日言い渡された下記判決は、不服であるから控訴する。

原判決の表示

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用（訴訟参加によって生じた費用を含む。）は、原告らの負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す
 - 2 処分行政庁が平成19年11月28日付け北陸地方整備局告示第140号によりなした土地収用法20条に基づく事業認定を取り消す
 - 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

控訴の理由

控訴人が本訴の請求原因として主張する事実は、原判決の事実摘示のとおりであるが、原判決には事実認定に誤りがあるので控訴を提起する。

添付資料

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 14通 |
|---------|-----|